監 査 報 告 書

学校法人　平成学園

理事長　李　雅弘　様

令和８年５月１４日

監事　　松本　徹　印

監事　　竹吉　康治　印

私たちは、私立学校法第５２条第３項の規定に基づき、令和７年度の学校法人平成学園の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為または法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。又、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令若しくは寄付行為に従い正しく示していることを認めます。

以上